

# 大分県自転車競技連盟規約



OITA CYCLING  
FEDERATION

令和4年5月5日 施行

# 第1章 総則

## (名称等)

第1条 本連盟は、「大分県自転車競技連盟」と称する。

2 本連盟の事務局は、大分県速見郡日出町大字大神1396番地43に置く。

## (目的等)

第2条 本連盟は、自転車競技の普及及び振興を図り、もって大分県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

2 本連盟は、前項の目的を達成するため、公益財団法人日本自転車競技連盟及び公益財団法人大分県スポーツ協会に加盟する。

## (事業)

第3条 本連盟は、前条第1項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自転車競技の普及及び指導並びに研究
- (2) 各種自転車競技大会の開催及び各種自転車競技大会への選手等の派遣
- (3) 自転車競技に関する講習会の開催及び指導者の養成
- (4) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第4条 第2条第1項の目的に賛同する個人又は団体は、本連盟の会員となることができる。

2 会員になろうとする者は、理事会に届け出て、その承認を得るものとする。

3 会員は、理事会に届け出て、退会することができる。

## (資格の喪失)

第5条 会員は、前条第3項に定める場合のほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 後見開始の審判を受けたとき、又は破産の宣告を受けたとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 次条の規定により除名されたとき。

## (除名)

第6条 本連盟は、会員が次のいずれかに該当するときは、総会に諮り、会員の3分の2以上の賛成（一任の委任状を提出した者の数を含む。第18条において同じ。）により、当該会員を除名することができる。この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約その他本連盟の規則に違反したとき。

- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

## 第2章 役 員

### (役員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

(1) 会長

(2) 副会長 3人

(3) 理事 15人以上20人以内

(4) 監事 2人

- 2 前項の役員のほか、会長は、総会に諮り、名誉会長、顧問又は参与を置くことができる。
- 3 第1項の役員は、総会において選出する。ただし、役員の欠員を補充するため総会を招集する暇がないときは、理事会において選任し、次期総会において承認を得るものとする。
- 4 役員の任期は、2年とする。ただし、欠員の補充として選出又は選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、任期満了後も、後任者が選出又は選任されるまでの間、その職務を行うものとする。

### (会長、副会長等)

第8条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序に従い、その職務を代行する。ただし、会長代行が置かれている場合は、その職務を助けるものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、理事会に諮り、期限を定め、理事長を会長代行に任命し、その職務を委任することができる。
- 4 会長及び副会長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

### (理事長、副理事長等)

第9条 理事会は、理事長及び副理事長3人を互選により選出する。

- 2 理事長は、理事会の決定に基づいて本連盟の事業を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を助け、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた順序に従い、理事長の職務を代行する。
- 4 理事長は、理事の中から事務局長並びに庶務担当理事及び会計担当理事を任命する。事務局長は、理事長の命を受け、本連盟の事務を処理する。庶務担当理事及び会

計担当理事は、事務局長の管理の下に、それぞれ本連盟の庶務又は会計に関する事務の処理に関し、事務局長を補佐する。

(監 事)

第10条 監事は、本連盟の会計を監査する。

2 監事は、会計監査の結果を、定時に総会及び理事会に報告しなければならない。

(名譽会長、顧問及び参与)

第11条 名譽会長、顧問及び参与の職務は、会長が、総会に諮り、定める。

### 第3章 会 議

(総 会)

第12条 本連盟に、最高の議決機関として、全会員をもって構成する総会を置く。

2 総会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 主要な事業の計画

(2) 予算の決定及び決算の承認

(3) その他理事会が総会の決議を得るべきものとした事項

3 総会は、毎年度当初に会長が招集する。臨時の総会は、理事会に諮り、会長が招集する。

4 総会は、会員の過半数の出席（委任状の提出を含む。）をもって成立する。

5 総会の議長及び副議長は、それぞれ会長及び副会長が務める。

(理事会)

第13条 理事会は、理事をもって構成し、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 総会の議案に関すること。

(2) 事業の計画に関すること。

(3) 本連盟の運営に関すること。

(4) 他の団体との連携に関すること。

(5) 規程の制定及び改正に関すること。

2 理事会は、理事長が隨時招集する。

3 理事会の議長及び副議長は、それぞれ理事長及び副理事長が務める。

## 第4章 会 計

### (経 費)

第14条 本連盟の事業の実施に要する経費は、大会参加料、各種登録手数料、各種助成金、寄附金その他の収入をもって充てる。

### (会計事務)

第15条 本連盟の会計事務は、理事長の命を受け、事務局長が処理する。

### (会計年度)

第16条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第5章 補 則

### (規 程)

第17条 理事会は、この規約を施行するための細則として、規程を制定することができる。

### (改 正)

第18条 この規約は、総会に諮り、会員の3分の2以上の賛成により、改正することができる。

### (事務局)

第19条 事務局に、規程で定めるところにより、所要の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

### (競技上の規定)

第20条 本連盟が開催する自転車競技大会における競技上の規定については、日本自転車競技連盟規則で定めるところによる。

## 附 則

この規約は、平成30年4月30日から施行する。

この規約は、令和4年5月5日から施行する。